

す、政府と會社との間に、或種の諒解ある爲め、一層會社の態度を頑強ならしめて居るとの風説しきりに傳へられ、又、かくの如く信する理由もあり、岡谷の争議に鑑みても、本争議の解決は、政府有力者の諒解を得るに非ざれば必ず至難ならんと信じられた。

(ハ) 松岡解決私案を提出す

依つて、松岡關東同盟會々長は、本争議解決に對する最善の努力を致すために、十一月上旬外務次官森格氏を訪問し、同廿一日かねてより抱懐せる左の如き解決私案を示し、又氏を通じて鈴木内務大臣にも諒解を求め、更に社會局、福永千葉知事、小山檢事總長等にも之を示して同じく諒解を求むる處があつた。

松岡解決私案

- 一、丸三運送店従業員の労働と其の生活を保證し、失業者若しくは半失業者を出さること。
- 二、野田醬油株式會社従業員の生活改善策としては、

(イ) 従業員は作業分量の二割増を進んで提案すること。

(ロ) 會社は(イ)の従業員の誠意に對して賃銀一割値上を斷行すること。

(ハ) 會社は(イ)(ロ)との差額より生ずる利益によつて、直ちに醬油の賣値を引き下げ問屋に利益せしむることなき様一般消費者の利益を計ると共に販路を擴張すること。

三、従業員は徒に作業分量の完了を急ぐことなく、必ず正午迄は勤務して親切なる作業をなすこと
四、作業二割増の爲工場の設備不足の結果萬一冗員を生ずるが如き場合に於てはかねて會社が實施の計劃ある停年法を實施して之を整理し、相當の手當を支給して合理的解決をなすこと。

五、團體協約權の確認は勞資相互の誠實と理解を基礎とするに非ざれば意義をなさず、殊に労働組合は之によつて重大なる責任を分擔するを以つて強いて之を行はんとするものではない。以上

(ニ) 政府の態度

會社は「内務省との諒解」をしばく口にし、且家語するところであるが、争議發生前後に於て社長茂木七郎左衛門氏は鈴木内務大臣を訪問し或種の諒解を求め、其他各重役もそれ／＼要路の大